

津市乳児一般健康診査県外受診助成金交付要綱

平成26年3月31日津市訓第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、乳児の保健の向上に寄与し、及び福祉の増進を図るため乳児一般健康診査（以下「健康診査」という。）を三重県の区域外の医療機関等（以下「県外医療機関等」という。）において受診した乳児の保護者に対し、その費用（以下「受診料」という。）の一部を助成すること（以下「助成」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「保護者」とは、親権を行う者又は後見人をいう。

(対象者)

第3条 助成の対象となる健康診査の対象者は、本市の区域内に住所を有する乳児で、県外医療機関等において健康診査を受けるものとする。

(健康診査の範囲)

第4条 助成の対象となる健康診査の範囲は、本市が三重県の区域内の医療機関等（以下「県内医療機関等」という。）に委託する健康診査の内容と同様とする。

(助成金の額)

第5条 受診料に対する助成金の額は、本市が県内医療機関等に委託する健康診査に係る契約単価と同額とする。ただし、受診料の額が当該単価に満たない場合は、当該受診料の額と同額とする。

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする者は、乳児一般健康診査県外受診費助成申請書（別記様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 受診結果が記入された受診票
- (2) 受診料に係る領収書

(助成の決定)

第7条 市長は、前条の規定による提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を決定し、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により、助成金の交付を受けた者があ

るときは、その者から既に交付した助成金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成26年4月1日から施行する。